



この症例は、石綿健康被害救済制度で
認定される可能性があるでしょうか？



答えは
裏面で

石綿健康被害救済制度による
**石綿肺がん画像診断
データベース** **2023.7
START**

豊富な症例画像と専門家の解説付き！



この機会にぜひご登録ください。利用登録はこちらから。
<https://pleural-plaques-educ.erca.go.jp>



独立行政法人環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

石綿肺がん画像診断データベースとは

石綿健康被害救済制度への申請に関わる医師に、石綿による肺がんの認定基準に係る症例画像を解説付きで提供します。

POINT
1

いつでも、どこでも学習が可能！

石綿肺がん画像診断データベースは、利用登録をすれば、パソコンやスマホでどこからでもアクセス可能。空き時間に学習することができます。



POINT
2

専門家の医師による解説で理解を深める！

専門家の医師が丁寧に解説。肺野条件、縦隔条件の画像と合わせて見ることで、アスベストが原因の肺がんについて理解を深めることができます。また症例は随時追加されます。



POINT
3

**読影後に所見や指摘を確認できる
実践問題も掲載！**

学習した内容を正しく理解できているか、実践問題を通じて確認し、現場で活用できる知識を身につけることができます。



石綿

アスベストが原因の「肺がん」の患者さんには、医療費等が支給されます。



石綿健康被害救済制度とは

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設されました。この制度により、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり療養中の方、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給されます。

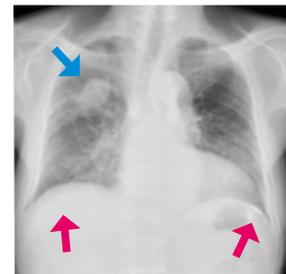
環境再生保全機構とは

独立行政法人環境再生保全機構は「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、次の業務を実施しています。

- ① 石綿による指定疾病である(あった)ことを認定する業務
- ② 被認定者等に対する救済給付の支給業務
- ③ 救済給付等に必要なお金の徴収業務
(石綿使用量等の要件に該当する特別事業主からの特別拠出金)

(答え)
**認定される
可能性がある**

原発性肺がんがあり、
広範囲胸膜プラークが
確認できるため。



詳しくは **環境再生保全機構** の石綿救済相談ダイヤルをご案内ください。

0120-389-931

受付時間 10:00～17:00
(土・日・祝・12/29～1/3を除く)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

